

5 (1) 指名停止等一覧表 (建設工事)

期 間 平成 24年 1月 1日～平成 24年 3月 31日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 <small>契約指名停止等措置要領</small>	指名停止の理由
三洋工機 (株)	鹿児島県鹿児島市南栄2-7-6	自 平成 24年 1月 26日 至 平成 24年 2月 25日 1ヶ月	別表第2 第13号	同社は、平成22年度に九州地方整備局川内川河川事務所が発注した機械器具設置工事において、営業所の専任技術者を、専任を要する工事の主任技術者として現場に配置していたことにより、建設業法28条1項に該当するとして、平成23年11月29日に鹿児島県知事から指示処分を受けた。このことは工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるため。
(株) 誠建設	鹿児島県薩摩川内市永利町1883	自 平成 24年 1月 26日 至 平成 24年 2月 25日 1ヶ月	別表第2 第13号	同社は、平成21年度及び平成22年度に鹿児島県が発注した土木一式工事3件において、営業所の専任技術者を、専任を要する工事の主任技術者として現場に配置していたことにより、建設業法28条1項に該当するとして、平成23年11月29日に鹿児島県知事から指示処分を受けた。このことは工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるため。
淵脇・ヤマグチ経 常建設共同事業体	鹿児島県霧島市国分名波町2-14	自 平成 24年 1月 26日 至 平成 24年 2月 25日 1ヶ月	別表第2 第13号	淵脇・ヤマグチ経常建設共同企業体を構成するヤマグチ株式会社は、平成22年度に九州地方整備局大隅河川国道事務所が発注した土木一式工事並びに同鹿児島県国道事務所及び霧島市が発注したほ装工事において、営業所の専任技術者を、専任を要する工事の監理技術者及び主任技術者として現場に配置していたことにより、建設業法28条1項に該当するとして、平成23年11月29日に鹿児島県知事から指示処分を受けた。このことは工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるため。
若松建設 (株)	宮崎県日南市大字益安670-1	自 平成 24年 1月 26日 至 平成 24年 2月 25日 1ヶ月	別表第2 第13号	同社は、宮崎県東臼杵農林振興局が発注したとび・土木工事において、営業所の専任技術者を、専任を要する工事の主任技術者として、一定期間、工事現場に配置し、このことが建設業法の規定に違反するとして、平成24年1月16日に宮崎県知事から指示処分を受けた。このことは工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるため。

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 <small>契約指名停止等措置要領</small>	指名停止の理由
(株) 秋吉組	大分県由布市湯布院 町川上1025-7	自 平成 24年 1月 26日 5ヶ月 至 平成 24年 6月 25日	別表第2 第13号	同社は、平成20年5月31日、平成21年5月31日及び平成22年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た総合評定通知書を持って、公共工事の発注者に対し入札参加資格申請を行ったことが、建設業法28条1項第2号に該当するとして、平成23年12月7日に大分県知事より30日間の営業停止処分を受けた。このことは工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるため。

5 (2) 指名停止等一覧表（測量・コンサルタント等）

期 間 平成 24年 1月 1日～平成 24年 3月 31日

業者名	本社所在地	指 名 停 止 期 間	当該事項 <small>契約指名停止等措置要領</small>	指名停止の理由
	該当なし			

5 (3) 指名停止等一覧表（物品役務等）

期 間 平成 24年 1月 1日～平成 24年 3月 31日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 <small>契約指名停止等措置要領</small>	指名停止の理由
西都造林素材生産事業協同組合	宮崎県西都市小野崎 1ー97	自 平成 24年 3月 21日 1ヶ月 至 平成 24年 4月 20日	別表 第12号	同協同組合は、平成22年4月22日付け22西管第41号で西都児湯森林管理署長と締結した「森林整備事業（保育間伐【活用型】請負契約」の生産材に請負箇所に隣接する民地（自社購入材）の生産材の一部を不当に混入させた。このことは物品の製造等契約の相手方として不適当であると認められるため。